

## ○天塩町小型風力発電設置に係るガイドライン

平成 30 年 1 月 1 日制定

### 1. 目的

本ガイドラインは、天塩町において小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電設備等」という。）の建設にあたって、天塩町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守する事項を定めるものとする。

なお、本ガイドラインは、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととする。

### 2. 対象施設

本ガイドラインの対象となる小型風力発電設備等とは、本町において発電規模が 50kw 未満の小型風力発電施設等の新設、増設又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。

### 3. 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、町内全域とする。ただし、本町行政区域内に属さない場合であっても本町行政及び町民の生活に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

### 4. 建設等における基準

#### (1) 住宅等との距離

小型風力発電設備等については、原則、住宅（学校、こども園、病院、福祉施設及び住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から 200m 以内の場所には建設等をしないこと。ただし、これらの住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。この場合、住宅等と小型風力発電設備等の距離は、風車の破損等における周辺への影響を避けるため、地上と風車の最高点との長さの概ね 5 倍以上になるよう努めるものとする。

#### (2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅のように供される地域」に係る基準値内（昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下）とすること。

#### (3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身にかかる苦情に関する参考値を超えないものとする。

#### (4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

#### (5) 自然環境

建設等によって動植物（特に家畜や鳥類）に与える影響を可能な限り回避するよう

十分配慮し、必要な措置を講ずること。

#### (6) 景観

- ①事業者は、小型風力発電設備等の建設等に当たっては、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ②小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ④事業者が小型風力発電施設等及び周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

#### (7) 光害

事業者は、小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物（特に家畜や鳥類）への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

#### (8) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

#### (9) 事業説明

事業者は、道路法、農地法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを遵守するとともに、小型風力発電施設建設前に設置地域や規模の概要について、地域住民（地権者、町内会等）に対し事業説明するものとする。また、事業説明会の実施結果について、本町に報告すること。

#### (10) その他

小型風力発電施設等の建設等に当たり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を本町に報告すること。

また、小型風力発電施設等に起因する第三者の身体や財物への損害に対する賠償責任保険などに加入すること。